

組長・班長の主な役割（仕事）

組長、班長は、それぞれの組・班を統括して、町会活動の推進に積極的に協力し、組・班内の声を集約した要望、意見等を提言するほか、主として次の事項（組長は1と3、班長は2と3）を行うものとする。

1 組長の職務事項

- (1) 役員会に出席し、審議に参加する。都合で出席できない場合は、班長等を代理として出席させる。
- (2) 班長が集金した町会費や各種募金等を定められた期日までに会計部又は担当部に納入する。
- (3) 組内に転入、転出者がある場合は、「各種届出書」により会計部に報告する。
- (4) 次期組長及び組推選本部役員を、班長と連絡を密にとり適宜の方法で民主的に選出する。
- (5) 業務遂行の円滑を図るため、必要に応じて班の再編成を行う。
- (6) 組長交代時には、次期組長にスタンプ（回覧）、スタンプ台、プレート（防犯関係）、その他必要な書類・用紙等を引き継ぐ。
- (7) その他、問題が発生したときは、速やかに相当本部役員に連絡をとり、連携して処理する。

2 班長の職務事項

- (1) 役員会に組長が出席できない場合は、組長の要請に応じて代理として出席する。
- (2) 町会費及び各種募金等を集金し、定められた期日までに組長に届ける。
- (3) 班内に転入、転出者がある場合は、「各種届出書」により組長に報告する。
- (4) 次期班長を適宜の方法で民主的に選出するとともに、次期組長及び組推選本部役員の選出に協力する。
- (5) 班長交代時には、次期班長に必要な書類・用紙等を引き継ぐ。
- (6) その他、町内発展のために組長を補佐する。

3 組長・班長の共通事項

- (1) 回覧文書や配布物、その他連絡事項は、速やかに周知する。
- (2) 町内諸行事（自主総合防災訓練、歳末特別警戒、夜間パトロール、祭りなど）に率先して参加する。
- (3) 町内美化運動やリサイクル活動を率先して指導、実施する。
- (4) 新たに転入者がある場合は、町会に加入するよう勧める。
- (5) 会員に不幸が発生した場合は、「訃報連絡メモ」により速やかに連絡する。

（班長→組長→民生部（各丁目担当））

附 則 平成 21 年 2 月 8 日 全面改正